

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業実施要領

制 定 令和7年1月27日付け6農産第3543号
農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱(令和7年1月27日付け6農産第3542号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)に基づく畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業の内容等は、別記1から26までに定めるとおりとする。なお、別記2、別記5から16まで、別記20から別記22まで及び別記24(以下「都道府県向け補助金」という。)の配分基準については、別紙1のとおりとする。

- 1 畑作物生産性向上支援事業
 - (1) さとうきび生産性向上緊急支援事業 別記1
 - (2) かんしょ生産性向上支援事業
 - ア かんしょ生産構造転換産地づくり支援事業 別記2
 - イ でん粉原料用かんしょ産地対策 別記3
 - ウ かんしょ重要病害虫対策事業 別記4
 - (3) ばれいしょ生産拡大支援事業
 - ア ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業 別記5
 - イ 種ばれいしょの新産地形成支援事業 別記6
 - ウ 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業 別記7
 - エ 種ばれいしょの安定供給対策事業 別記8
 - オ ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業 別記9
 - (4) 畑作物安定生産対策事業
 - ア 豆類の安定生産等対策事業 別記10
 - イ そばの安定生産・安定供給対策事業 別記11
 - ウ なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業 別記12
 - エ 病害虫まん延防止対策事業 別記13
 - (5) 畑作物導入・労働負担軽減対策事業
 - ア 新たな生産体系確立支援事業 別記14
 - イ 労働負担軽減対策事業 別記15
 - (6) 環境配慮型生産体系確立支援事業 別記16
- 2 畑作物加工・流通対策支援事業
 - (1) 分みつ糖工場生産性向上支援事業 別記17
 - (2) 国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業 別記18
 - (3) 畑作物新規需要開拓支援事業

ア 砂糖等の新規需要開拓支援事業	別記19
イ 国産そばの新規需要拡大事業	別記20
ウ 持続的な流通体系確立支援事業	別記21
3 畑作物産地生産体制確立・強化整備事業	
(1) かんしょ生産拡大対策整備事業	
ア 省力栽培体系導入事業	別記22及び 別記22-1
イ かんしょ病害虫対策整備事業	別記23及び 別記23-1
(2) ばれいしょ生産拡大体制整備事業	別記24
(3) 分みつ糖工場生産性向上整備事業	別記25及び 別記25-1
(4) 国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業	別記26及び 別記26-1

第3 事業実施主体

本事業を構成する事業の実施主体は、別記1から別記26までに定めるもののほか、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 2 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。
- 3 規約等において、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第4 補助対象経費

- 1 補助対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業にかかるものとして明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののみとする。
事業実施主体は、補助対象経費が本事業に直接必要となった根拠を明確にするとともに、その経理に当たっては、費目ごとに整理を行い、ほかの事業等と区分し、適切かつ明確に区分して計上するものとする。
- 2 次の取組に係る経費は補助対象としないものとする。
 - (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - (2) 事業実施主体が自力若しくはほかの助成により実施し、又はすでに実施を完了した取組
 - (3) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
 - (4) 事業の期間中に発生した事故、災害及びこれらに相当する事象の処理のための経費

(5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）

3 補助金の返還

農林水産省は、次に掲げる事由を確認した場合、事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

(1) 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

(2) 事業成果の評価等の報告を怠った場合

(3) 事業実施計画の進捗が計画と著しく異なる場合（事業実施主体から進捗と計画が著しく異なることについて計画変更の申請があり、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）がこれを承認した場合を除く。）

第5 実施手続

1 都道府県向け補助金

都道府県向け補助金については、以下のとおりとする。

(1) 事業実施計画の作成

ア 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。

イ 事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

ウ イの場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。

エ 市町村長は、イにより提出された事業実施計画の内容を（2）の基準に基づき確認し、別記様式第2号により市町村事業計画（以下「市町村計画」という。）を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

オ 都道府県知事は、イのただし書により提出された事業実施計画及びエにより提出された市町村計画の内容を（2）の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

(2) 事業実施計画の確認基準等

市町村長及び都道府県知事は、(1)のエ及びオの確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体は、第3及び各別記に定める要件を満たしていること。

イ 各別記に定める成果目標の基準を満たしていること。

ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

オ 農業機械等の導入の取組を実施する場合は、各別記に定める留意事項を全て満たしていること。

(3) 予算額の配分及び事業実施計画の決定

ア 地方農政局長等は、(1)のオにより提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

(ア) 各別記に定める成果目標の基準を満たしていること。

(イ) 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

イ 農産局長は、アにより提出のあった都道府県計画について、別紙1の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

ウ 地方農政局長等は、イの通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

エ 都道府県知事は、ウの通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

(4) 事業実施主体は、別記様式第10号により、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、事業実施期間中に取り組む内容について確認し、環境負荷低減に努め、事業実施計画書と併せてその写しを都道府県知事宛てに提出するものとし、提出に当たっては(1)に準じて行うものとする。

2 都道府県向け補助金以外の事業

別記1、別記3、別記4、別記17から別記19まで、別記23、別記25及び別記26の事業については、以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、第2に掲げる事業ごとに別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、別記1、別記3、別記4、別記17、別記18、別記23、別記25及び別記26の事業については、地方農政局長等に、別記19に掲げる事業については、農林水産大臣に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、別記様式第10号により、チェックシートを用いて、事業実施期間中に取り組む内容について確認し、環境負荷低減に努め、事業実施計画書と併せてその写しを交付決定者宛てに提出するものとする。

3 事業の採択基準については、それぞれの別記に定めるものとする。

4 事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

5 別記23、別記25及び別記26の事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記23-1、別記25-1及び別記26-1に定める

手法又は「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）の共通7「費用対効果分析について」を用いて費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて都道府県知事又は交付決定者に提出するものとする。

ただし、別記25の事業に取り組む場合においては、北大東島及び南大東（以下「遠隔離島」という。）に所在する施設・設備等を整備の対象とする国内産糖業者の場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合は、費用対効果（投資効率）の算定を要さない。

6 管理運用

(1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した農業機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、都道府県向け補助金においては、当該農業機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

第6 事業の着手

1 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむをえない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、交付決定者の適切な指導を受けた上で、別記様式第4号により、その理由を明記した交付決定前着手届を交付決定者に提出するものとする。

2 前項ただし書の規定により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び本補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 別記1から別記16まで、別記20及び別記21（ただし、別記1から4まで、別記11、別記14及び別記15の事業については、農業機械等の導入及びリース導入を伴わない取組に限る。）の事業について、緊急かつやむを得ない事情があり、別記に定める日以降の取組について交付決定前に着手する場合には、交付申請書に着手年月日が分かる資料を添付する、又は着手年月日を記載することにより交付決定前着手届に替えることができるものとする。

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、次に掲げるとおり、事業実施状況を交付決定者に報告するものとする。なお、別記において別に定めている場合においては、当該別記に従うものとする。

1 都道府県向け補助金

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

(2) 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあつては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

(3) 都道府県知事は(1)により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

(4) 都道府県知事は(1)により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、(3)の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

(5) 地方農政局長等は、(4)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 都道府県向け補助金以外の事業

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況を別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業実施年度と目標年度が同一の場合においては、当該年度の事業実施状況を報告するものとする。

(2) (1)の規定により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう改善の指導・助言を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1)の規定に定める状況について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、別記様式第7号に定める事業評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、都道府県向け補助金においては、都道府県知事(都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあつては、市町村長を経由するものとし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあつては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。)に、その他の事業においては、地方農政局長等に報告するものとする。ただし、それぞれの別記において別途評価方法又は提出方法を定めている場合においては、当該定めによるものとする。

2 都道府県知事及び地方農政局長等による事業評価

(1) 都道府県知事及び地方農政局長等は、事業実施主体から1の事業評価シートの提出があつた場合は、その内容を点検し、事業実施主体の自己評価が、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価報告書を作成及び報告するよう指導するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 都道府県知事は、前項及び(1)並びに(2)の規定により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

3 評価結果に基づく指導等

- (1) 目標年度において、都道府県知事及び地方農政局長等は、前2項の規定により提出のあった事業評価シートの内容を検討し、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第9号により提出させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、前2項に準じて行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の規定により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を2の(3)の提出と併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、前2項及び(1)並びに(2)の規定により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、都道府県向け補助金においては、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとし、その他の事業においては、地方農政局長等は、報告を受けた事業評価、評価方法を変更して実施した事業評価及び改善計画を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (5) 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- (6) 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第9 関係機関との情報共有

- 1 地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、関係する都道府県との間で本事業に係る情報を共有できるものとする。
- 2 交付決定者は、本事業の実施に際して入手した資料・情報等について、地方農政局長又は農産局長に対し、速やかに情報を共有することとし、その実施に係る

項目について、必要に応じて協議するものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業の実施以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

第12 他の施策との関連

- 1 事業実施主体は、作業従事者及び受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、農業共済組合等と連携し、本事業の受益農家等に対し、経営の安定を図るため、農業経営収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。
- 3 地方農政局長等は、別紙1に定める配分基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、当該ポイントに該当する配分基準の内容と異なる状況となったことで、当該事業の採択水準を満たすポイントを下回ることが明らかとなった場合において、地方農政局等が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合を除き、事業申請者が自ら当該事業に係る交付申請を取り下げ、当該事業を中止又は廃止することについて、あらかじめ事業申請者から同意を得るものとする。

第13 事業の効果分析

交付決定者は、本事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとするとともに、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、補助事業者等に対して報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。

第14 不正行為等に対する措置

交付決定者は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の徹底的な解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第15 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

第16 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。以下同じ。)が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守する

こととする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
 - (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。
 - (3) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に地方農政局長等と協議して承認を得ること。
- 2 本事業終了後5年間において、本事業の成果である知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。

附則

この要領は、令和7年1月27日から施行する。